

袖ヶ浦市教育大綱

(令和8年2月改定)



みんなで作る

人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦

袖ヶ浦市

教育大綱の改定にあたって

近年、頻発化・激甚化する自然災害や、全国的な少子化・人口減少や高齢化の進行、地球温暖化をはじめとする環境問題、AI技術の急速な進展、先行き不透明な経済状況など、本市を取り巻く社会経済情勢は急速に変化しています。

また、現代は変動性（Volatility）、不確実性（Uncertainty）、複雑性（Complexity）、曖昧性（Ambiguity）の頭文字をとった「VUCA」の時代とも言われており、さらに、新型コロナウイルス感染症や各地での紛争などの国際的な危機によって、教育における平和と人類の福祉の向上や生命の尊重の重要性を再認識する契機となっています。

国は、令和5年6月に閣議決定された「第4期教育振興基本計画」において、教育は社会をけん引する駆動力の中核を担う営みであることから、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」をコンセプトに、予測困難な時代においても持続可能な社会を維持・発展させていく人材の育成や、多様な個人とともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられる教育を推進するとしています。

教育はまちづくりの基盤となる施策であり、一人ひとりの豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展に向けて重要な役割を担っていることから、家庭・学校・地域がひとつになり、組織・分野・世代・想像を超えて多様な教育に取り組むなど、次世代へ向けた人づくりの推進が、市が目指す将来の姿である「みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦」の実現に向け重要な役割を担っています。

このたび、教育委員会との協議・調整を行い、袖ヶ浦市教育大綱を改定したところですが、引き続き、市と教育委員会が共通認識を持ち、互いに連携を取りながら教育の振興を図ってまいります。

令和8年3月

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

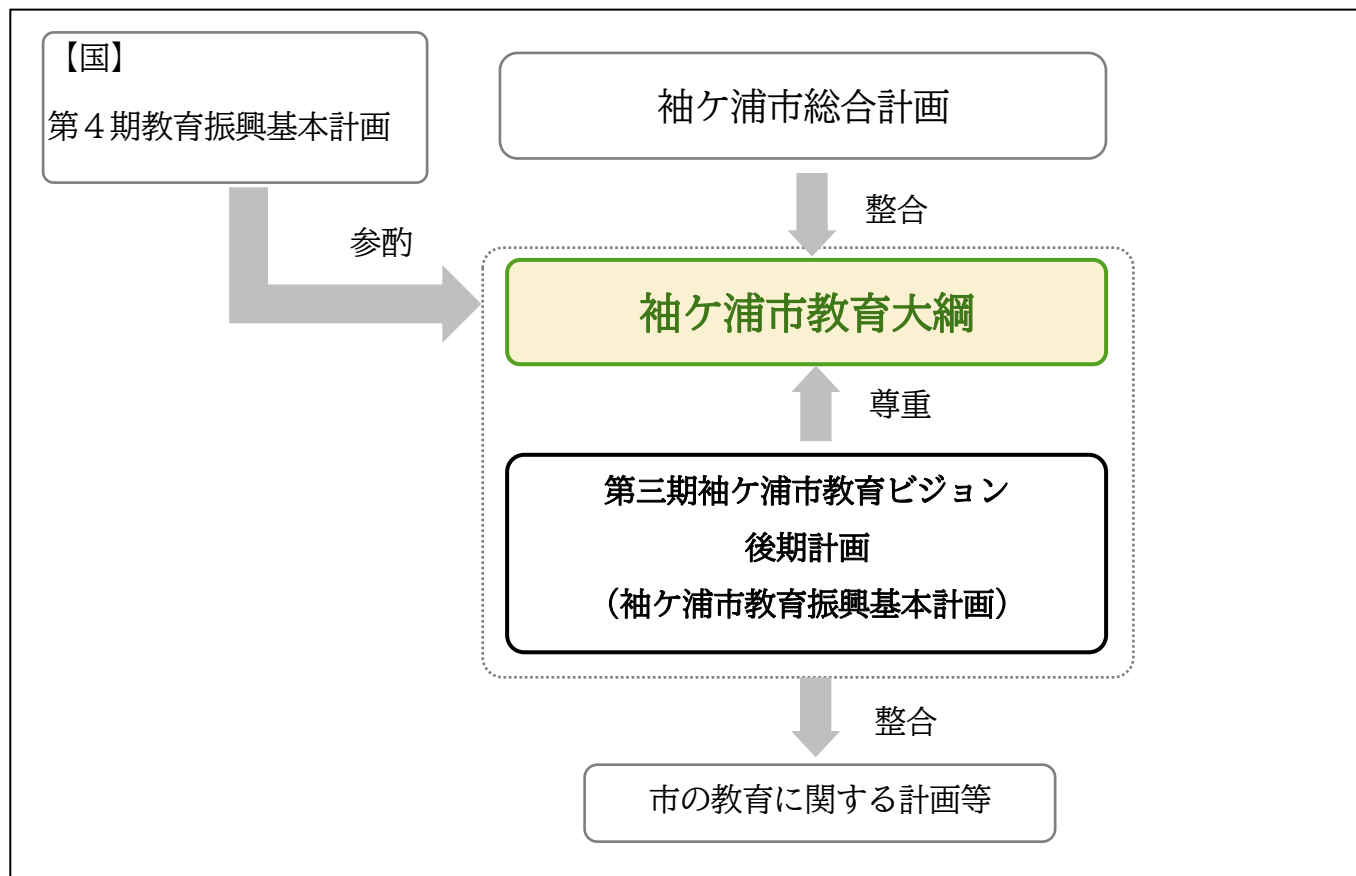
1 趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、市長は、国の教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じて、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるとされています。

本市では、平成28年3月に、第二期袖ヶ浦市教育ビジョン後期計画の策定に併せて袖ヶ浦市教育大綱を策定し、令和3年3月には、第三期袖ヶ浦市教育ビジョン前期計画の策定に併せて改定したところです。

今回、袖ヶ浦市総合計画後期基本計画（以下、「後期基本計画」という。）の策定に伴い、袖ヶ浦市総合教育会議において、教育委員会と協議・調整を行い、袖ヶ浦市教育大綱を改定するものです。

（教育大綱の相関図）



2 教育大綱の考え方

本市では、市が目指す将来の姿である「みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦」の実現に向け、令和8年度から令和13年度までを計画期間とする後期基本計画を策定したところです。

後期基本計画における「豊かな心とふるさとの文化を育むまちづくり【教育・文化】」の章は、教育・文化において目指すまちの姿であるとともに、本市における教育の実情を踏まえたものであることから、後期基本計画の施策（学校教育、生涯学習及び文化芸術・文化財）に基づいた3つの方針を新たな袖ヶ浦市教育大綱とするものです。

3 教育大綱の対象期間

本大綱の対象期間は、後期基本計画の計画期間に基づき、令和8年度から令和13年度までの6年間とします。

4 3つの基本方針

基本方針1(学校教育)

「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の“生きる力”の育成と、地域と協働した開かれた学校づくりを推進します

(1) 生きる力を育む学校教育を推進します

主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善や豊かな心を育む読書活動、心身の健康と体力の向上などにより、こどもの「生きる力」を育成するほか、情報活用能力の育成など、社会の変化に対応する学校教育を推進します。

(2) 一人ひとりを大切にする教育を推進します

こどもが自立する基礎を育むとともに、一人ひとりの能力や可能性を伸ばすきめ細かな教育を推進するほか、様々な悩みを抱えるこどもや保護者への支援の充実を図ります。

(3) 地域や家庭に開かれた学校づくりを推進します

保護者や地域住民に対して開かれた学校づくりを推進するとともに、家庭・学校・地域が一体となり地域の特性を活かした特色ある教育活動を推進します。

(4) 教育基盤の向上を図ります

こどもにとって安全・安心な教育環境の整備を進めるとともに、教職員が働きやすい環境を整備するなど、学校の教育力の向上を図ります。

基本方針2(生涯学習)

市民が主体的に生涯学習に取り組み、成果を地域づくりに活かすとともに、青少年を地域全体で育み健やかに成長できる環境を整備します

(1) 生涯学習の充実を図ります

市民のニーズに応じた学習機会や情報発信、図書館サービスの充実を図り、多様な生涯学習の場を提供します。

(2) 社会教育の充実を図ります

社会教育活動の推進や地域活動を担うボランティアの育成、社会教育関係団体等の活性化に向けた支援等により、地域コミュニティの基盤強化を図るほか、社会教育施設について適切な維持管理を図ります。

(3) 青少年健全育成活動の拡充を図ります

地域の各団体が進める青少年の健全育成活動のほか、地域の協力によるこどもの居場所づくりや家庭教育の推進など、地域全体でこどもを育む環境づくりを推進します。

基本方針3(文化芸術・文化財)

市民が文化芸術に親しむ機会の拡充と、文化財の価値への理解を深め次世代に継承する取組を推進します

(1) 文化芸術活動を推進します

多くの市民が文化芸術に触れる機会を提供するとともに、市民が行う文化芸術活動への支援と新たな市民参加を促します。

(2) 郷土の歴史と文化財の保存・活用を図ります

文化財の調査研究と適切な保存・継承を図るとともに、地域の歴史・文化等について、デジタル技術の活用や地域との連携による公開・活用を促進します。

袖ヶ浦市教育大綱

(令和8年2月改定)

令和8年3月発行

袖ヶ浦市